

# 立岩・川島土地区画整理事業(都市計画決定)の廃止について

**土地区画整理事業とは**  
 土地区画整理事業は、都市計画区域内において、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地利用の増進を図る事業です。健全な市街地形成により、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

**立岩・川島土地区画整理事業について**  
 対象区域面積：29.5ha  
 都市計画の告示年月日：昭和37年7月14日  
 告示番号：第1646号  
 事業目的：  
 本地区は、飯塚市の市街地北部に位置し、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を図る事を目的に都市計画決定。

## 土地区画整理事業（都市計画決定）の廃止方針

- 今回の土地区画整理事業（都市計画決定）の廃止は、以下の2つの方針により行います。
- ①長期未着手による建築物制限の長期化を改善  
 土地区画整理事業決定後60年が経過。未だ事業化の見通しが立たず、長期にわたり都市計画法53条による建築物の制限をかけており、計画区域内の土地所有者等にとって不利益となっている状況を改善するため、事業の廃止を検討します。
  - ②飯塚市都市計画マスタープランとの乖離の是正  
 飯塚市都市計画マスタープランにおける、本事業地区の位置づけと土地区画整理事業の目的が乖離しており、都市計画マスタープランとの整合性を図るため、事業の廃止を検討します。

☆参考  
 【位置付け：都市計画マスタープラン・立地適正化計画】  
中心拠点、都市機能誘導区域（居住誘導区域）  
 ただし、北側の一部は範囲外。

※【飯塚市都市計画マスタープランP47抜粋】

区分	位置づけ	場所	立地適正化計画との関係
中心拠点	本市の都市としての顔であり、商業・業務、居住、行政等の中枢的な機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた拠点として位置づけます。 また、筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げられた「広域拠点」を含みます。 <都市機能> 商業・業務(大規模集客施設含む)、総合行政、広域情報発信、広域交流(文化芸術)、都市型産業、医療(救急)・福祉、居住、交通結節	新飯塚駅、飯塚駅及び飯塚バスターミナルとその周辺	都市機能誘導区域(中心拠点型)

## 土地区画整理事業による制限内容

